京都市告示第374号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。 平成30年10月26日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道 供用開始の期日 告示の日 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延	長	敷地の幅員
上高野26号線	左京区上高野鐘突町7番地の15地先から	旧		メートル 19. 70	メートル 4.79 ~ 6.05
	同町7番地の16地先まで	新		19. 70	6.05 ~ 8.03
山科大宅経 8 号線	山科区大宅古海道町37番地の2地先から	旧		18. 40	1. 82
	同町36番地地先まで	新		16.30	1. 82
山科大宅緯13 の 1 号線	山科区大宅古海道町36番地の3地先から	旧		14.00	4. 16 ~ 4. 35
	同町36番地地先まで	新		14.00	$6.51 \sim 6.52$
山科川田緯 6 号線	山科区川田御輿塚町12番地地先内	旧		10.80	3.00 ~10.20
		新		10.80	5. 10 ~11. 00
南第三経5号線	南区東九条北松ノ木町29番地の16地先から	旧		39. 00	$3.00 \sim 3.48$
	同町29番地の12地先まで	新		39. 00	$4.01 \sim 7.04$
桃山経19 号 線	伏見区桃山町安芸山72番地の6地先内	旧		16. 20	$4.03 \sim 4.53$
		新		16. 20	6. 00

(建設局土木管理部道路明示課)